## 交通事故に遭った時は、 すぐに共済組合にご連絡を‼

お問い合わせ☆ 給付班 043-223-4118

交通事故などの第三者の行為によりケガをした場合、組合員証を使って治療することもできます。 この場合、本来相手方が負担すべき医療費を共済組合が一時的に立替えることになるため(共済組合負担の

7割分)、後日、相手方に対して治療に要した医療費を請求することになります。 請求の処理をするため、次の書類の提出が必要になります。



- ·損害賠償申告書 ·事故報告書 ·事故発生状況報告書
- ・加害者(相手方)との交渉状況報告書・自動車損害賠償責任保険等の加入状況報告書
- ·確約書 ·同意書 ·念書 ·交通事故証明書 ·医師の診断書
- ・治ゆ報告書(治ゆ又は症状固定の診断を受けたら速やかに提出)など

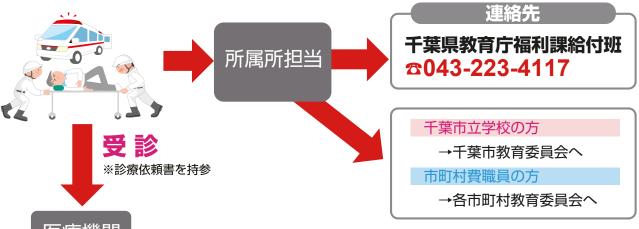
交通事故などで組合員証を使う場合は、必ず事前に共済組合までご連絡ください!!

## 公務中や通勤途中でケガをしたら!

お問い合わせ☆

給付班 043-223-4117

公務中や通勤途中で負傷等したときは、災害補償制度の対象となり得ます。 被災した場合は、所属所を通じて速やかに連絡のうえ、「公務災害連絡受付簿」を送付(Fax)してください。



医療機関



※公務災害(通勤災害)が想定されるときは、共済組合員証は使用できません。 医療機関に「公務上(通勤上)である」ことを申し出て所属長発行の「診療依頼書」 を持参して受診してください。公務上(通勤上)の災害と認定された場合は、地方公 務員災害補償基金から補償がなされ、自己負担なしで受診できます。

なお、やむを得ず共済組合員証を使用して医療機関にかかり、後日公務災害の認 定をうけた場合は、必ず福利課給付班まで報告してください。

体育授業、部活動指導中の事故が増えています。ケガをしないように十分な準備運動を心がけましょう。